

廃棄物対策審議会傍聴要領

傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守してください。

- 1 会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
- 2 会議場において、発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 3 旗、のぼり、プラカード、楽器等を使用した示威的行動をしないでください。
- 4 録音、撮影等をしないでください。
- 5 会議場内で飲食又は喫煙等、他の傍聴人の迷惑になるような行動をしないでください。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行動をしないでください。

会場の秩序維持

傍聴人がこの要領に違反したときには、退場していただくことがあります。